

学園関係者の皆様へ

学校法人静岡理工科大学
理事長 杉浦 哲

学園のカスタマーハラスメントへの対応に関する基本方針

1. 基本的な考え方

学校法人静岡理工科大学(以下「学園」といいます)は、生徒・学生、保護者、卒業生、取引先、近隣住民等(以下「顧客等」といいます)との信頼関係を大切にし、正当なご意見・ご要望には真摯に向き合います。

一方で、社会通念上相当な範囲を超える不適切な言動や不当な要求は、教職員等の人権・尊厳を侵害し、教育・研究活動等の円滑な遂行を妨げるおそれがあり、学園として容認できません。学園は、教職員等が安心して職務に専念できる環境を確保するため、こうした行為に対しては、組織として毅然と対応します。

2. 学園におけるカスタマーハラスメントの定義

カスタマーハラスメントとは、顧客等からの言動であって、社会通念上許容される範囲を超えたものにより、教職員等の就業環境が害されるもの(これら 3 つの要素を全て満たすもの)をいいます。

社会通念上許容される範囲を超えた不適切な言動の具体的な内容は、大きく「言動の内容の不当性」と「手段や態様の不当性」に分けられます。一方のみが不当である場合でも、カスタマーハラスメントに該当し得ます。判断に際しては、経緯や状況、行為者との関係性、被害者の属性や心身の状況、対応の不適切の有無等を総合的に考慮します。

3. 学園におけるカスタマーハラスメントへの対応方針

学園は、いただいたご意見やご相談について、まず内容を丁寧に確認し、適切な対応に努めます。しかしながら、一方で、カスタマーハラスメントに該当する行為が認められる場合には、事実確認を行ったうえで、状況に応じて、次のような必要かつ相当な措置を講じることがあります。

- ①対応の一時中止、担当者の変更、連絡手段の限定(書面・メールへの切替等)
- ②面会の中止・延期、窓口の一本化・制限、構内への立入りの制限
- ③警察・顧問弁護士等の外部機関との連携、通報・相談
- ④教職員等の安全確保のための緊急対応
- ⑤事案の記録化および再発防止策の実施

4. お願い

学園は、これからも学園関係者の皆様の声に耳を傾け、生徒・学生のより良い成長のために努力してまいります。同時に、教職員等も一人の人間として尊重される存在であることを御理解いただき、建設的な対話にご協力くださいますようお願いいたします。

今後とも、学園の教育活動への御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本件窓口
法人本部 業務推進部 人事課
TEL:054-204-2491/E-mail: houjin-jinji@sist.ac.jp

以上

2026 年 10 月 1 日

本学園の求職者等に対するセクシュアルハラスメントへの対応に関する基本方針

学校法人静岡理工科大学
理事長 杉浦 哲

1. 基本的な考え方

学校法人静岡理工科大学(以下「本学園」)は、学園の採用活動に応募する求職者の皆様および教育実習等の実習を受ける皆様(以下、「求職者等」という。))が、公正、安全で快適な環境のもとでの活動を確保し、性別に関わらず教職員による求職者等に対するハラスメント行為(セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントに類する行為も含む)を一切容認しません。

2. 本学園における求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントとは、教職員等による性的な言動により、学園の採用活動に応募する求職者等(インターンシップ、教育実習生を含む)の求職活動等が阻害されるものをいう。

例として、次の行為が含まれます(これらに限りません)。

- ・インターンシップや実習中に、意図的・継続的に性的な冗談やからかいを行うこと。
- ・採用面接や OB・OG 訪問等の際に、性的な関係を求めたり、私的な交際を迫ったりすること。
- ・性別による役割分担意識に基づいた発言や、性的指向・性自認に関する偏見・差別的な言動を行うこと。
- ・性的な言動に対して拒否したために採用選考において不利益な取扱いをすること。

3. 本学園における求職者等に対するセクシュアルハラスメントへの対応

求職者等が安心して求職活動等に臨むことができるよう適切に対応いたします。

- ・求職者等に対するセクシュアルハラスメント行為に関する相談窓口を設けたうえで、相談窓口担当者が、適切に対応できるよう、教育その他必要な体制整備を行います。
- ・相談には真摯に対応し、事実関係の迅速かつ正確な把握を行ったうえで、被害を受けられた方に対する配慮のための措置を講じます。
- ・求職者等に対するセクシュアルハラスメント行為を相談された方のプライバシーの保護のために必要な措置を講じるほか、ハラスメント行為に関する相談をしたことによる不利益な取扱いはいたしません。また、求職者等に対するセクシュアルハラスメント行為に関する事実確認に協力した教職員に対し、不利益な取り扱いをいたしません。
- ・本学園は、ハラスメント行為を行った教職員に対しては、学園の諸規程に基づき、懲戒処分を含む厳正な対処を行います。

<求職活動等における対応ルール>

教職員および求職者等の双方が守るべき事項として、以下の通り面談ややり取りのルールを明確化します。

①面談時間および場所の制限

原則として、面接、面談、OB・OG 訪問、指導等は平日の学園就業時間内かつ学園施設内において実施します。ただし、オンライン形式での実施、または本学園が主催・参加する外部会場での合同企業説明会等、公的な性質を持つ場合はこの限りではありません。

夜間や休日の面談、および居酒屋やカフェなどの飲食店、カラオケボックス等の不適切な場所の面談・指導は一切禁止します。

②連絡・コミュニケーションツールの指定

採用活動や実習に関する連絡は、原則として教職員が業務で使用するメールアドレスまたは紹介事業者の指定する連絡ツールのみを使用します。

個人の SNS のアカウント交換や、私的なメッセージのやり取り、オンラインを介した私的な通話は一切禁止します。

③私的な交流の禁止

採用選考期間中および実習期間中において、教職員が求職者等を私的な飲食、デート等に誘う行為、およびそれに類する一切の個人的な交流を禁止します。

4. 本学園の学生および生徒が就職活動等においてセクシュアルハラスメントを受けた場合の対応

- ・本学園は、本学園の学生および生徒(以下「学生等」)が企業等の採用活動、インターンシップ、OB・OG 訪問、実習、内定後の面談その他の職業選択に関する活動において、企業等の役員・従業員その他の関係者から受けるセクシュアルハラスメントを容認しません。
- ・学生等から相談または申し出があった場合、在籍する学校の就職支援担当部署その他の関係部署において、学生等の意向およびプライバシーに配慮しながら、事案の内容に応じて、該当する企業等の担当部署または相談窓口に対し、状況の確認を行い、適切な対応を求めます。
- ・学生等が相談または申し出を行ったことにより不利益を受けることがないよう、学生等の安全確保および就職活動等の継続に必要な支援を行います。
- ・学生等の安全確保および就職活動等の継続支援のため、必要に応じて関係機関への相談または連携を行います。

5. 相談窓口のご案内

求職活動や実習の場において、「セクシュアルハラスメントではないか」「不適切な言動を受けた」と感じた場合、またはルールに違反する教職員の言動を見聞きした場合は、速やかに以下の窓口までご相談ください。

また、本方針に関するお問い合わせについても以下の窓口までお問合せください。

本件窓口 法人本部 業務推進部 総務課 TEL:054-204-2490／E-mail: houjin-soumu@sist.ac.jp
--

以 上